

令和2年6月9日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
(うち石油給湯機1件) | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
(うち自転車1件) | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
(うち電動アシスト自転車1件、ヘアドライヤー1件、
ノートパソコン1件、歩行補助車1件、電気ストーブ1件、
電気温風機(セラミックファンヒーター)1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、LEDランプ(環形)1件) | 8件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：鈴木、柳川、豊田

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000144	令和2年5月24日	令和2年6月4日	石油給湯機	UIB-G4000HT(FFW)	株式会社コロナ	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から20年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000148	令和2年5月18日	令和2年6月4日	自転車	ドライドXX246-J	株式会社あさひ (輸入事業者)	重傷1名	子供が当該製品に乗車し、立ちこぎをしたところ、左ペダルが外れ、転倒、左手首を負傷した。現在、原因を調査中。	新潟県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年5月23日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000136	令和2年5月18日	令和2年6月1日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202000145	令和2年5月18日	令和2年6月4日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和2年6月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000146	令和2年5月18日	令和2年6月4日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202000147	令和2年1月4日	令和2年6月4日	歩行補助車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、転倒し、右足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月2日
A202000149	令和2年5月26日	令和2年6月5日	電気ストーブ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202000150	平成31年4月2日	令和2年6月5日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和2年5月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月9日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202000151	令和2年4月21日	令和2年6月5日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和2年5月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年5月29日
A202000152	令和2年4月16日	令和2年6月5日	LEDランプ(環形)	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	山口県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月2日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

自転車（管理番号:A202000148）

